

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 1 1 月 2 日

社団法人日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正に  
伴う実施上の留意事項について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局保険主管課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

別 添

保医発 1 0 2 9 第 3 号  
平成 2 2 年 1 1 月 2 日

地方厚生（支）局保険主管課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

### 治療用装具の療養費支給基準について

標記については、昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号通知により運用されているところであり、先般、同通知中記 1.により療養費支給基準とされている障害者自立支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「基準告示」という。）の一部が、平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 124 号（以下「平成 22 年告示」という。）をもって改正されたところである。

今般、平成 22 年告示による改正後の基準告示の別表の 1 の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ、（4）のオの完成用部品の名称、使用部品、価格等について、平成 22 年 10 月 1 日障発 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」により定め、平成 22 年 10 月 1 日から適用することとされたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金算定方法については当該都道府県の障害福祉主管課（部）等との連携をとりつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、参考として、下記の資料を送付する。

（資料）

- 障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について

（平成 22 年 10 月 1 日障発 1001 第 2 号）